

川口市パートナーシップ届出制度に関する要綱

令和6年12月24日市長決裁

令和7年2月5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、パートナーシップ届出制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的マイノリティであり、かつ、相互の協力により互いを人生のパートナーとし、共に日常生活を営み、又は営むことを約している2人の者の関係。
- (2) 届出 パートナーシップにある者が、市長に対し、双方が互いをパートナーであることを届け出ることをいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップの届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかの要件に該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日（以下「届出日」という。）から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (4) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者（以下この項及び次条において「届出者」という。）は、双方が様式第1号の届出書（以下「届出書」という。）に署名の上、

次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、届出をしようとする者が自ら署名できないときは、当該届出をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

- (1) 届出者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(市内に住所を有する場合に限る。)
- (2) 届出者の戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書、独身証明書その他婚姻をしていないことが確認できる書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項ただし書の規定は、第6条の規定による申請並びに第7条及び第8条の規定による届出に準用する。

3 市長は、第1項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するために、次に掲げる書類の提示を求めることができる。

- (1) 本人の顔写真が貼付された官公署が発行した証明書
- (2) 前号に掲げる証明書を所持していないときは、本人であることを確認できると市長が認める書類

4 前項の規定は、第6条の規定による申請並びに第7条及び第8条の規定による届出に準用する。

(受理証明書等の交付)

第5条 市長は、届出書の提出があったときは内容を審査し、前2条に規定する要件を満たしていると認めたときは、様式第2号の受理証明書（以下「受理証明書」という。）及び様式第3号受理証明カード（以下これらを「受理証明書等」という。）に当該届出書の写しを添えて交付するものとする。ただし、届出者が第3条第2号イ又はウに該当するときは、様式第4号の受付票（以下「受付票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者（以下「受付票交付者」という。）が第3条第2号アに該当することとなり、かつ、第7条の規定による届出があったときは、受理証明書等に届出書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(受理証明書等の再交付)

第6条 受理証明書等の交付を受けた者（以下「届出者」という。）は、紛失、毀損等により受理証明書等の再交付を希望するときは、様式第5号の再交付

申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書が提出された場合において、再交付することが適当であると認めるときは、受理証明書等を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により受理証明書等の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（届出内容の変更）

第7条 届出者又は受付票交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6号の内容変更届（以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 受付票交付者が市内に転入したとき。
 - (2) 届出者が市内で転居したとき。
 - (3) 届出者の氏名に変更があったとき。
 - (4) その他届出内容に変更が生じたとき。
- 2 内容変更届には、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 前項第1号に該当するとき 受付票及び転入した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 前項第2号に該当するとき 転居した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (3) 前項第3号に該当するとき 氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
 - 3 市長においては、内容変更届の提出があった場合（第1項第1号に該当する場合を除く。）受理証明書等の記載内容に変更が必要なときは、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付するものとする。
 - 4 前項の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、変更前の受理証明書等を速やかに市長に返還しなければならない。

（受理証明書等の返還）

第8条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7号の届出書に、受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) パートナースhipを解消したとき。

(2) 届出者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号（同条第2号イ及びウを除く。）に掲げる要件に該当しなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。

（届出の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。

(1) 届出者にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 届出の内容に虚偽があったとき。

(3) その他不正な手段により受理証明書等の交付を受け、又は受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした届出（以下「無効届出」という。）に係る受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付番される番号をいう。）を公表することができる。

3 市長は、無効届出をした者に対し、受理証明書等の返還を命じることができる。

（通称名の使用）

第10条 届出その他この要綱に基づく手続においては、性別違和その他市長が理由があると認めるときは、戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（協定締結自治体との連携）

第11条 市がパートナーシップの届出に係る制度における連携に関し、協定を締結している自治体（以下「協定締結自治体」という。）において、受理証明書等と同様の証明書等（第1号において単に「証明書等」という。）の交付を受けた者であって、市に転入後に受理証明書等の交付を受けようとするもの（以下「転入届出者」という。）は様式第8号の川口市パートナーシップ届出等継続届に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 協定締結自治体から交付を受けた証明書等

(2) 川口市に転入したことが確認できる書類（住所変更後の公的証明書や、住民票の写し又は住民票記載事項証明書）

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、転入届出者から前項の規定による書類の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、当該転入届出者に対し、受理証明書等を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受理証明書等の交付を行ったときは、転出元の協定締結自治体に対し、第1項に規定する書類の受領及び市における受理証明書等の交付について、通知するものとする。
- 4 第6条から前条までの規定は、第2項の規定により受理証明書等の交付を受けた転入届出者について準用する。
- 5 市長は、市から協定締結自治体に転出した届出者に関し、転出先の協定締結自治体から第1項の規定に基づく手続きを完了した旨の通知があったときは、第8条の規定による届出及び返還を省略させることができる。

(周知啓発)

第12条 市長は、パートナーシップ届出制度の趣旨が適切に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月5日から施行する。